

# 雨竜町分別収集計画

平成25年 6 月

北海道雨竜郡雨竜町

## 雨竜町分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町のごみ収集は、現在市街地区と農村地区に分け、生ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・空き缶・空きびん・ペットボトルを委託により収集し、古紙・ダンボール類は集団回収しているが、より一層のリサイクル活動への取り組みによって、最終処分場の延命化、廃棄物の減量化を図るため、「雨竜町分別収集計画」を策定した。

本計画は、このような状況のなか容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を指示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画の実施するに当たっての基本計画方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減と快適な町づくり

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ、スチール、無色ガラス、茶ガラス、その他のガラス、紙パック、段ボール、その他の紙、ペットボトル、その他のプラスチックを対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

単位:トン

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	200	197	194	192	189

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、廃棄物減量等推進会議を設置するとともに、廃棄物減量等推進委員によるリサイクル活動を推進する。

### ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における社会科副読本(小学校4年生を対象に配布)等を活用した教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### ・ 過剰包装の抑制

商店での包装の簡素化を推進する。

### ・ 販売包装の有料化、買い物袋の持参の推進

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバック)の持参の徹底等の普及啓発、指導を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

### ・ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的利用、販売の促進。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	可燃ごみ
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	可燃ごみ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び  
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

単位：トン

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
主としてスチール製の容器	6	6	6	6	6
主としてアルミ製の容器	4	4	4	4	4
無色のガラス製容器	(合計) 12	(合計) 12	(合計) 12	(合計) 11	(合計) 11
	(引渡) (独自処理) 9 3	(引渡) (独自処理) 9 3	(引渡) (独自処理) 9 3	(引渡) (独自処理) 8 3	(引渡) (独自処理) 8 3
茶色のガラス製容器	(合計) 15	(合計) 15	(合計) 15	(合計) 15	(合計) 15
	(引渡) (独自処理) 11 4	(引渡) (独自処理) 11 4	(引渡) (独自処理) 11 4	(引渡) (独自処理) 11 4	(引渡) (独自処理) 11 4
その他のガラス製容器	(合計) 8	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7	(合計) 7
	(引渡) (独自処理) 6 2	(引渡) (独自処理) 5 2	(引渡) (独自処理) 5 2	(引渡) (独自処理) 5 2	(引渡) (独自処理) 5 2
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	1	1	1	1	1
主として段ボール製の容器	22	22	22	21	21
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 13	(合計) 13	(合計) 12	(合計) 12	(合計) 12
	(引渡) (独自処理) 13 0	(引渡) (独自処理) 13 0	(引渡) (独自処理) 12 0	(引渡) (独自処理) 12 0	(引渡) (独自処理) 12 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0	(合計) 0
	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0	(引渡) (独自処理) 0 0

※ 再資源化の方法

○特定分別基準適合物

品 目 名	再資源化実施者	再資源化実施者が指定法人以外の場合の再資源化方法
無色ガラス	指定法人	
茶色ガラス	指定法人	
その他ガラス	指定法人	
ペットボトル	指定法人	
(その他の紙製容器包装)	北・中空知エネクリーン	(発電による熱源として利用)
(その他のプラスチック製容器包装)	北・中空知エネクリーン	(発電による熱源として利用)

○第2条6項物

品 目 名	再資源化の方法等
スチール製容器	指定法人に引き渡す
アルミ製容器	指定法人に引き渡す
飲料用紙製容器包装	古紙回収業者に引き渡す
段ボール	古紙回収業者に引き渡す

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2,731 人 (対前年度比)	2,696 人 (対前年度比)	2,661 人 (対前年度比)	2,627 人 (対前年度比)	2,593 人 (対前年度比)
98.595 %	98.595 %	98.595 %	98.595 %	98.595 %

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、団体等による集団回収が一部ある飲料用紙製容器包装については、引き続きこれらの団体も含め分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	缶類	委託業者による指定日回収	中間処理施設 (選別・圧縮施設)
	スチール			
びん	無色ガラス	びん類	委託業者による指定日回収	
	茶ガラス			
	その他ガラス			
古紙	紙パック	紙パック	指定日集団回収(民間業者)	
	段ボール	段ボール	指定日集団回収(民間業者)	
	その他紙	紙類	委託業者による指定日回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	
	その他プラスチック	上記以外のプラスチック類	委託業者による指定日回収	



## 11. 分別収集の用に供する施設整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

広域ごみ処理体制によるリサイクルプラザが平成15年度から稼動しており、容器包装廃棄物の分別収集を実施している。紙類については、直接再商品化業者に委託する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	缶類	袋(黄色)	2t平ボディ (委託業者)	中間処理施設 (選別・圧縮 ・保管施設)
スチール				
無色ガラス	びん類	袋(緑色)		
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック	紐で縛る	4t平ボディ (民間業者)	
段ボール	段ボール	紐で縛る		
その他紙製容器包装	紙類	袋(赤色)	2tパッカー車 (委託業者)	中間処理施設 (選別・圧縮 ・保管施設)
ペットボトル	ペットボトル	袋(橙色)	2t平ボディ (委託業者)	
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック	袋(赤色)	2tパッカー車 (委託業者)	

※ 材質:ポリエチレン製 容量:40L

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・ 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進会議を設置し、推進体制を整備する。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、各町内に1名程度の分別収集協力員を配置する。

- ・ 集団回収を促進するため、報奨金の交付、広報、啓蒙等積極的に支援を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。